

また、農業改良普及員の機動力を強化するため、オートバイ 500 台の購入についても助成した。

科学技術の進歩、農業の近代化の推進等に対応し、農業改良普及員の技術指導を科学的かつ高度なものとするのが緊要であるので、昭和 43 年度から 5 年計画で各種科学的計測器械等を広域普及所に整備することとし、昭和 43 年度は、119 カ所の普及所に対し、メニュー方式により助成を行なった。

6 農業改良普及員等の研修の実施

農業技術の進歩や農業経営の近代化に対応して農業改良普及職員の資質を向上し、指導力の強化を図ることは当面の重要な課題である。

このため、昭和 43 年度において専門技術員および農業改良普及員に対し、次のような各種の研修を実施した。

(1) 専門技術員の研修

(ア) 専門技術員新任者研修

前年度任用された専門技術員に対し、専門技術員の任務、指導に必要な基礎的知識を習得させるため、専門技術員新任者研修を実施した。昭和 43 年度における受講者数は、54 名であつた。

(イ) 専門技術員地域研修

現地における技術および経営上の問題解決について、現地事例を中心とした研修を行ない、指導力の向上を図るための地域研修を行なった。昭和 43 年度における実施担当県、課題は、次のとおりである。なお、受講者数は、184 人であつた。

ブロック	研 修 課 題	担当県
北海道	北海道中央南部地域における大規模酪農経営の育成について	北海道
東北	りんごの主産地形成と普及活動について	秋 田
北 陸	そさい集団産地の育成	石 川
関 東	畜産団地の育成について	群 馬

(1) 養豚団地の育成について

(2) 酪農団地の育成について

東海・近畿	畜産を中心とした自主経営農家の育成について	三 重
中国・四国	畜産経営の安定と省力化対策	鳥 取
九 州	水田地帯における大型機械化農業の技術体系と普及について	熊 本

(ウ) 専門技術員高度営農特別研修

農業経営の大規模化、企業化に対応した指導力の充実を図るため、専門技術員としての経験が 3 年以上の者を対象とし、先進的な大規模経営体または企業的経営体等におおむね 6 カ月間派遣して、技術および経営に関する調査研究を行なわせ、高度の能力をかん養するとともに指導者として必要な知識、技術の深化を図る専門技術員高度営農特別研修を実施した。

昭和43年度における派遣人員は、23人であつた。

(二) 専門技術員中央研修

専門項目に関する知識および技術の深化を図ることを目的として、専門技術員が、普及指導上必要な農業技術および普及方法に関する調査研究の成果を発表するとともに、それに基づき、大学、試験研究機関等の学識経験者の参加を得て、研究討議を行なう専門技術員中央研修を3日間にわたり実施した。

昭和43年度における参加項目は、稲、麦および雑穀、そ菜およびいも類、果樹、工芸作物、花き、土じょう肥料、畜産一般、農畜産利用加工、農業機械、農業経営、普及指導活動(農業および青少年)の各項目で、参加人員は148人であつた。

(2) 農業改良普及員の研修

(ア) 都道府県において行なつた研修

a) 機械化畜産研修

普及員としての経験が3年以上の者を対象として大家畜を中心とする畜産技術に関する普及指導力を向上するため、草地の造成改良、飼料作物生産、家畜の飼養管理等について機械技術を習得させることを目的としておおむね10カ月間研修を実施した。昭和43年度における受講者数は51人であつた。

b) 農業機械化技術地方研修

普及員としての経験が3年以上の者を対象として、機械利用に重点をおいた指導力の充実強化を図るため、各専門分野について機械化技術体系を中心に専門的知識と高度の技術を習得させることを目的とし、おおむね10カ月間機械化地方研修を実施した。その専門分野別受講者数は、作物54人、果樹28人、そ菜74人、花き10人、畜産15人、農業経営7人、農業機械4人、工芸作物9人、計201人であつた。

c) 新技術研修

農業の動向および農業技術の進歩に対処するため、昭和43年度において他の研修に参加する機会のなかつた者を対象とし、各都道府県ごとにその実情に即して、新しい知識と技術の習得向上のための新技術研修を実施した。昭和43年度における受講者数は、5,181人であつた。

(イ) 国において行なつた研修

a) 普及員新任者研修

任用後1年未満の農業改良普及員を対象として、普及事業全般にわたる基礎的知識を習得させるとともに相互の親和および啓発向上を図ることを目的として、8日間の新任者研修を3回実施した。昭和43年度の受講者数は、266人であつた。

b) 総合活動研修

広域普及所において地域を担当する農業改良普及員を対象として地域農業の開発、自立経営農家の育成、協業の助長、農業後継者の育成等に係る総合的な知識を習得させ、高度

な判断力の伸長と普及指導力の向上を図るため、地方農政局が中心となつて全国8地域においておおむね10日間の研修を実施した。昭和43年度の受講者数は、373人であつた。

c 広域普及所長研修

広域普及所の所長を対象として広域普及体制における普及活動の能率的運営を図るため、農林省農林研修所において10日間の研修を実施した。昭和43年度の受講者数は96人であつた。

d 農業機械化技術中央研修

広域普及所において専門事項を担当する農業改良普及員を対象として、農業機械の整備技術および機械化技術体系に関する基礎的知識を習得させ、農業機械化に対する指導力の向上を図ることを目的として、おおむね25日間の農業機械化技術研修を実施した。昭和43年度の受講者数は、118人であつた。

(ウ) 大学の協力によつて行なつた研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて改良普及員として必要な専門的知識および技術の深化を図るとともに、経営に関する知識および教育理論を習得させ、総合判断力の伸長と普及指導力の向上を図ることを目的とし、1年間の留学研修を実施した。昭和43年度には、全国31の国立大学(農学部30 教育学部8)に246人を派遣した。学科別の研修生数は、作物学科49人、園芸学科98人、畜産学科42人、農業経済学科30人、農業工学科16人、教育学科11人であつた。

7 改良普及員研修施設の整備

改良普及員等農業および農民生活の改善のための普及指導に従事する者の技術および知識の向上を図るため、専門技術員および都道府県の研修事務担当者が一体となり試験研究機関と密接な連携のもとに運営される研修の中核的施設の設置について助成することとし、昭和43年度は山形、茨城の2県に助成した。

B 生活改善普及事業

生活改善普及事業は、近代的農家生活の機能の確立と近代的地域社会生活の整備と開発をねらいとし、当面の目標として勤労者としての健康の維持、家庭生活の合理的な運営、次代の農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育、快適でたのしみの多い民主的家庭生活をかかげ、農業改良普及事業とあわせてその積極的な推進を図つた。

1 職員の設置

生活改善普及事業に従事する都道府県の職員として専門技術員および生活改良普及員が置かれている。

(1) 専門技術員

専門技術員の定数は、被服、食物、住居、家庭管理の各項目の生活技術を担当する専門技術

員(1)184人と普及指導活動を担当する専門技術員(2)61人合計245人となっているが、昭和43年度における専門項目別設置数は、次のとおりである。

項 目		人 数
専門技術員 (1)	被服	42
	食住	44
	家庭	43
	庭管理	41
(2)	普及指導活動(農民生活)	55
計		225

生活技術を担当する専門技術員(1)は、農家向生活技術の開発のための実験研究を行なうとともに生活技術について生活改良普及員の援助指導にあたっている。また、普及指導活動を担当する専門技術員(2)は、生活改良普及員の活動方式、関係機関、団体等の連けいのあり方等について援助、指導を行なっている。専門技術員の都道府県別設置数および項目別設置数は、附表(12)のとおりである。

なお、専門技術員の学歴別、年令別構成は、次のとおりである。

(a) 専門技術員学歴別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧高専	短 大	農 講	旧専実科	技 養		
員 数(人)	26	63	25	10	16	29	56	225
比 率(%)	11.6	28.0	11.1	4.4	7.1	12.9	24.9	100.0

(b) 専門技術員年令別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	26~ 30才	31~ 35才	36~ 40才	41~ 45才	46~ 50才	51~ 60才	61才以上	計
員 数(人)	3	22	67	53	38	42	0	225
比 率(%)	1.3	9.8	29.8	23.5	16.9	18.7	0	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が定める農業改良普及所に所属し、農家の生活改善全般について総合的指導を行なっている。昭和43年度末における定数は、2,325人である。農業改良普及所の統合整備に伴い広域を担当する普及員と地域を担当する普及員に機能分化がひきつづき行なわれ、昭和43年度は広域担当475人、地域担当(一般)1,875人(年度末1,850人)が置かれた。なお、このうち150人は、主として漁家の生活改善指導にあたった。

生活改良普及員の都道府県別の数は、附表(12)のとおりである。

なお、生活改良普及員の学歴別、年令別構成は、下表のとおりである。

(a) 生活改良普及員学歴別構成(昭和44年3月31日現在)

区分	大学	短大			専 高 校		計	
		旧高専	短大	農 講	旧専実科	技 養 (旧高女)		
員数(人)	83	46	969	422	46	114	530	2,210
比率(%)	3.7	2.1	43.8	19.1	2.1	5.2	24.0	100.0

注 農講——農業講習所

技養——栄養士養成所、保健婦、看護婦、助産婦養成所など

(b) 生活改良普及員年令別構成(昭和44年3月31日現在)

区分	25才以下	26~30才	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員数(人)	686	440	363	228	152	156	184	1	2,210
比率(%)	31.0	20.0	16.4	10.3	6.8	7.1	8.3	0.1	100.0

(3) 職員の活動の概要

ア 専門技術員

専門技術員の活動は、都道府県本庁を拠点として普及員に対する指導援助、調査研究他機関との連携等を行なっている。

専門技術員の種類別活動時間の割合は、次表のとおりである。

専門技術員種類別活動時間割合

専門技術員(1)	専門技術員担当項目別区分	普及員に対する指導援助	調査研究	他機関等との連携	普及員以外に対する指導援助	研 修	その他	計	
		%	%	%	%	%	%	%	時間
(1)	被服	44.3	16.7	11.6	12.7	3.8	10.9	100.0	(194.1)
	食物	45.7	14.1	12.1	15.9	4.2	8.0	100.0	(193.1)
	住居	45.6	13.4	11.4	15.9	3.6	10.1	100.0	(190.7)
	家庭管理	49.3	11.9	9.0	12.5	5.2	12.1	100.0	(182.4)
(2)	普及指導活動(農民生活)	52.9	8.5	12.2	12.8	4.8	8.8	100.0	(193.1)

(注) 被服12名 食物13名 住居14名 家庭管理13名 普及指導活動16名の1ヵ月間の活動時間の平均である

専門技術員の普及員に対する指導援助は、そのための準備も含めて総活動時間のほぼ半ばを占めている。また、調査研究については、生活技術を担当する専門技術員(1)は、それぞれの専門項目に関する調査研究を行なっており、普及指導活動(農民生活)を担当する専門技術員(2)は、普及活動の方法および普及効果の実態調査を行なっている。そして調査研究の活動時間割合は生活技術を担当する専門技術員にあつては、10%以上であるのに対し、普及指導活動(農民生活)を担当する専門技術員は8.5%で生活技術を担当する専門技術員の方が普及指導活動担当の専門技術員より多くなっている。普及員以外に対する指導援助では、特別指導事業において実施される実態調査や巡回相談所の専門員としての指導、グループのリーダー等に対する援助のほかに、間接指導として放送利用、広報紙利用等による活動が行なわれている。

イ 生活改良普及員

生活改良普及員の1人当たり平均農家担当戸数は、1,300～1,500戸が望ましいが、生活改良普及員の定数がまだ不十分のため現状は平均2,400戸を担当し、その活動の限界をはるかにこえている。

生活改良普及員は、これら多くの農家に対し効率的に活動を展開するため、担当地区内において200～400戸の範囲内の地域を選定し、当該地域を濃密指導地域としてその地域の総合普及計画を樹てて活動を行なっている。すなわち、農家生活の実情をは握し、農家の要望、経済力、知識、技術等を勘案し、地域の中で重要かつ共通性の高い改善課題を選定し、個別訪問、講習会など各種の活動方法を組み合わせて、その問題点の解決について指導援助している。

濃密指導地域に対する目標別指導回数とその比率

目 標	そ の 内 容	指 導 回 数	比 率
Ⅰ 健康の維持のため 勤労者としての ために	1 必要な栄養を確保した食事を毎日とっている。	12,917回	25.8%
	2 十分な睡眠のとれる場所、寝具、時間が確保されている。	1,968	3.9
	3 機能的で清潔安全かつ寒暖に適した被服を着ている。	2,731	5.4
	4 機能的、健康的で安全な住居にすんでいる。	6,984	13.9
	5 無駄と無理のない働き方をしている。	4,478	8.9
	6 環境が衛生的であり、病気を積極的に予防している。	2,836	5.7
	小 計	31,914	63.6
Ⅱ 家庭の合理的な運 営のために	1 生活に見通しがあり計画をもつた生活をしている。	4,217	8.4
	2 現金が効果的に使われている。	2,441	4.9
	3 物が工夫により有効に使われている。	2,529	5.0
	4 時間と労働が効果的に使われている。	1,325	2.7
	小 計	10,512	21.0
Ⅲ 次世代の農業者の 基礎を育てるため に	1 いつも子供の健康を考えた衣服を着せている。	258	0.5
	2 発育に応じた食事を与えている。	772	1.5
	3 子供の教育が適切に行なわれている。	575	1.2
	4 子供が病気や危険から守られている。	395	0.8
	5 母体の健康が守られている。	421	0.9
	小 計	2,441	4.9
Ⅳ 快適で楽しい生活 のために	1 各自の意見や希望を尊重して生活が運営されている。	1,176	2.3
	2 皆が楽しむためのお金と時間と場所などを持っている。	735	1.4
	3 快適な生活用設備器具環境が整っている。	1,897	3.8
	4 労働条件が適切である。	884	1.8
	5 老後の生活の安定が考慮されている。	598	1.2
	小 計	5,290	10.5
合 計	50,157	100.0	

(36 県 1,578 人分集計)

全指導回数のうち 63.6 % (前年度 63.5 %) は「勤労者としての健康の維持」のための指導に
 であられており、次いで「家庭生活の合理的な運営」のための指導が 21.0 % (前年度 19.8 %)、
 「次代の農業人の基礎を作るための育児と家庭教育」が 4.9 % (前年度 8.5 %)、「快適で楽しみ
 の多い民主的家庭生活」が 10.5 % (前年度 8.2 %) となっており、指導目標ごとの比率を前年
 度に比べると「次代の農業人の基礎を作るための育児と家庭教育」のための指導が減少し、
 「家庭生活の合理的な運営」、「快適で楽しみが多い民主的家庭生活」のための指導が増加して
 いる。

また、生活改良普及員は、農村社会の変化に対処しながら生活改善上の諸問題に対し援助
 をしており、濃密指導地域以外の地域においても啓蒙活動および緊急な問題に対しては事項
 別指導を行なっている。

(ア) 普及活動の基本的な活動としてグループ育成があげられるが、農家の人々は、グループ
 活動を通じ相互に協力しあい、それぞれの課題を解決している。これらのグループ数は、
 昭和 44 年 3 月現在全国で約 17,000 グループで生活改良普及員 1 人当たり平均 8 グループ
 となつている。グループの所属員数は約 323,000 人で、1 グループ当たりの平均人数は約
 19 人である。毎年 3 月これらの生活改善グループ員の生活改善実績発表会を東京において
 開催しているが、家族の分担協力により労働過重の問題を解決したり家族みんながたのし
 めるよう住い方に工夫を加えたり、共同の力で生活環境を改善するなど次第に複雑かつ困
 難な問題にとりくむようになってきた。

(イ) 生活改良普及員の活動時間

生活改良普及員の活動時間の内訳は次表のとおりであり、直接農民を指導した時間（指
 導準備時間を含む）は、勤務時間の 67.5 % を占めている。なお、1 カ月平均勤務時間は、
 186.6 時間である。

生活改良普及員の活動時間の内訳

区 分	現地指導 時間	指導準備 時間	研修時間	会議時間	事務時間	広域に関 する時間	その他の 時間	勤務時間
時間 数	90.3	35.6	17.3	17.5	15.4	3.0	7.5	186.6
比 率	48.4	19.1	9.3	9.4	8.2	1.6	4.0	100.0

2 巡回指導施設の整備

(1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及活動の効率化を図るため、軽四輪車を広域普及所に設置することと
 し、昭和 43 年度は 200 台について助成した。

(2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を的確にする手段として各種の普及器材をメニュー方
 式により整備するのに要する経費を助成した。

3 農家生活技術等改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験を専門技術員が実施し、生活技術上の問題を解決していくことによつて農家向けの生活技術の確立を図つている。これらの実験のうち、国から出した課題に基づいて行なわれる実験に対しては、国は、適応実験費と連絡研究費の2種の実験研究費を交付している。

(1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異なるため、農家生活の実態に適するよう技術の修正を行ない、適応性をもたせることが必要である。このため、必要に応じて実験農家を設定し、生活技術の修正のため適応実験を行なつているが、昭和43年度において国から出した19の課題に対し46都道府県において、103項目の実験を実施した。そのうち数例をあげれば、次のとおりである。

部 門	実 験 項 目	県 名
被 服	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 柑橘水田地帯における農薬用防除衣の組合わせに関する実験 ◦ 農作業衣と室内着の分離に関する実験 	長 崎 そ の 他
		山 形 そ の 他
食 物	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 飲食費の適正な確保とそれに基づく食生活のあり方に関する実験 ◦ 漁家向け副食献立作成に関する実験 	北 海 道 そ の 他
		徳 島 そ の 他
住 居	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 汚水処理槽の構造ならびに規模に関する実験 ◦ 農家住宅の必要換気量に関する実験 	福 島 そ の 他
		兵 庫 そ の 他
家 庭 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 生活設計早見表の試作に関する実験 ◦ 設備器具の利用差による所要時間に関する実験 	岩 手 そ の 他
		広 島 そ の 他

(2) 農家生活技術連絡研究の実施

各ブロックごとに緊急解決を迫られている生活技術上の課題のうち、専門技術員のみでは解決しえない問題については、課題ごとに農家生活の分野に関する専門家の参集を求め、その総合指導のもとに実験研究を行ない、解決を図つている。

昭和43年度においては、次の7県で7項目について実施した。

研 究 項 目	県 名
◦ 農漁村における生活環境を構成する共同施設と住宅設計、住まい方の指針に関する研究	千 葉
◦ 雪国に適した住生活様式(とくに寝室空間における)に関する研究	新 潟
◦ 家畜飼育農家にふさわしい住居とその生活環境整備のあり方に関する研究	鳥 取
◦ 地域開発にともなう農村や農家生活の変化に対応する生活技術上の対策研究	山 形
◦ 農家住宅設計指針に関する研究	広 島
◦ 畑作地帯農家における食糧構成に関する研究	熊 本
◦ 農業経営形態別自立経営農家における生活時間構造と家事労働の関連についてのぞましいパターンに関する研究	鹿 児 島

(3) 漁家生活改善普及計画の樹立

漁村については、その自然的、社会的、経済的条件が農村とは大いに異なるので、漁村有識

者の助言を得て十分にその生活のしくみ、部落や集団の構造について実態調査を行なつたうえで、各地域に適応した普及計画を樹立し、それに基づいて計画的活動を進めている。昭和43年度の実施内容は、次のとおりである。

区	分	審 議 検 討 会	地 区 検 討 会
開 催 力 所 数	9	県	20 地 区

4 生活改良普及員等の研修の実施

最近の農業事情、社会情勢の変化に対応して生活改善普及職員の資質を向上し、指導の効率を高めることは当面の重要な課題である。このため、昭和43年度においては、専門技術員および生活改良普及員に対し、次のような各種の研修を実施した。

(1) 専門技術員の研修

(ア) 中央研修

全専門技術員を対象として、各専門項目別に専門項目および共通課題についての知識技術を習得させるため、それぞれ6日間研修を実施した。

(イ) 新任者研修

新任の専門技術員12人を対象として、専門技術員の任務の遂行に必要な基礎的知識技術を習得させるため、中央において5日間研修を実施した。

(2) 生活改良普及員の研修

(ア) 都道府県において行なつた研修

a 一般研修

生活改良普及員全員を対象として、生活改善上の重点課題に関し検討を行なうため、年間3日以上研修を実施した。

b 技術向上研修

各都道府県における生活改良普及員の3分の1を対象として、生活技術のなかで緊急に向上を図らなければならない項目について年間1カ月間研修を実施した。

(イ) 国において行なつた研修

a 新任者研修

任用後1年未満の生活改良普及員に対し、普及事業の理念など、普及活動の進め方に関する基礎的知識を習得させるため、108人を2回にわけ14日間づつ研修を実施した。

b 長期講習

現地活動経験4年以上の生活改良普及員に対し、自己の普及活動体験の整理を行ない、今後の活動の方向づけを行なうため、135人を3回にわけ、14日間づつ実施した。

c 漁家担当研修

主として漁家を新しく担当した生活改良普及員20人を対象として、漁家生活改善に必要な生活技術、普及活動方式に関する知識技術について14日間研修を実施した。

d 広域担当者研修

広域を担当する生活改良普及員 99 人を対象とし、その任務を果すに必要な知識技術について、2 回にわけ 5 日間づつ実施した。

e 専門技術員養成研修

生活改良普及員のうち、将来専門技術員になろうと希望する者 28 人を対象とし、昭和 43 年度は住居の項目の養成研修を 12 週間（通信教育を含む）実施した。

(ウ) 国と都道府県が共同で行なつた研修

ブロック研修

現地活動の体験を有する生活改良普及員（新任者を除く）を対象とし、ブロック内の他県の生活改良普及員と相互に体験の交換を行なうことにより、普及活動の向上を図るため、次のとおりブロック研修会を開催した。

ア 開催担当府県

宮城、長野、富山、大阪、広島、宮崎の各府県

イ 参加者

生活改良普及員 各都道府県 3～4 名

生活改善専門技術員 各都道府県 1 名

農業改良普及所長（開催府県 2～3 名）

ウ 期間 3 日

エ 内容 普及計画に基づく効率的活動を展開するために必要な諸条件を明らかにするとともに、活動上の緊急諸問題の解決を図り、今後の活動に資するために必要な諸事項について、研修会を開催した。

5 生活改良普及員の養成

生活改良普及員を養成するため、岩手、長野、香川の 3 県に設置されている養成施設において高等学校卒業者を対象に 2 年間の教育を実施しており、これら養成施設に対しては人件費、運営費および施設費について助成した。昭和 43 年度における入所生、卒業生は、次表のとおりである。

区 分	岩 手	長 野	香 川	計
卒 業 生	20 人	20 人	21 人	61 人
入 所 生	19	20	20	59

6 生活教室の開設

生活教室は、それぞれ生活上の種々の問題を解決するうえに必要な生活改善技術や生活改善知識の習得を図るための短期講習会であり、農家生活の向上を図るため、農繁期の健康維持に役立てるための農繁期対策生活教室、すみよい農山漁家の建設に役立てるための住居の使い方改善生活教室、家庭生活の健全な運営に役立てるための家事労働合理化生活教室、家庭生活の健全な維持に役立てるための出稼ぎ農家生活相談教室の 4 種類の生活教室を開設した。

これら生活教室の開設状況は、次のとおりである。

種 類	農 繁 期 対 策	住居の使い方改善	家事労働合理化	出稼ぎ農家生活相談
開設回数、日数	1 回 2 日 間	1 回 2 日 間	1 回 2 日 間	1 回 2 日 間
参加者数	1カ所平均50人	1カ所平均50人	1カ所平均50人	1カ所平均50人
開設カ所数	475 カ 所			

7 農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業の実施

最近の農業事情等の急激な変化は、農林漁業者の生活環境、労働条件、栄養等において多くの問題をもたらしており、このため昭和40年度から農業者の健康の維持増進を図るため、農業者(昭和42年より「農山漁家」と改められる)健康生活管理特別事業を実施してきたが、これとともに農山漁家主婦の過重労働による健康障害が問題となつていくことにかんがみ、昭和43年度から従来の農山漁家健康生活管理特別事業に家族労働適正化対策を加えることとし、農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業として拡充実施した。

本事業のうち健康生活管理事業は、「蓄積疲労のない生活」を課題とし、地域を限定して専門家の協力のもとに当該地域における健康生活管理上の問題点を明らかにし、これら問題解決のための指導を行ない、農林漁業者の健康の維持増進を図るものであり、家族労働適正化事業は、「適正労働と体力の向上」を課題とし、地域を限定して専門家の協力のもとに当該地域における家族労働管理上の問題点を明らかにし、これら問題解決のための指導を行ない、農林漁業者の家族労働の適正化を図るものである。

これの実施については、200～400戸の農山漁家を含む地域からおおむね50戸の農山漁家を選定し、専門家の協力を得て健康生活に関する実態調査あるいは家族労働に関する実態調査を行ない、この調査結果から見出された健康生活管理あるいは家族労働管理に関する問題を解決するため、生活改良普及員が農山漁家とともに生活設計書あるいは家族労働設計書および体力向上設計書を作成し、これに基づき農山漁家の改善実施を指導した。昭和43年度においては、両者あわせ継続31カ所と新規40カ所で実施(2年継続)した。

8 農山漁村生活環境整備特別指導事業の実施

農山漁村の住宅をはじめとする生活環境施設の整備と近代化を図るため、農山漁村生活環境整備特別指導事業をひきつづき実施し(41年度開始)、関係行政機関および関係団体等をもつて構成する協議会の開催、都道府県における専門相談員、生活改善普及職員等による巡回相談所の開設(43年度699カ所)および特定地区の生活環境施設整備計画の樹立(43年度92カ所)に関する指導援助を行なった。

9 農山漁家生活近代化センターの設置

農山漁家生活の近代化を促進するために、農家主婦の生活技術の習得に必要な近代的生活実習施設を昭和43年度は6県(岩手、山形、宮城、福島、茨城、栃木)6カ所に設置した。

C 農村青少年研修教育事業

農業技術の高度化、農業経営の近代化に対応して農村青少年に対する研修教育を充実し、その資質と能力の向上を図るため、各種の農村青少年育成対策をすすめている。

このうち、昭和43年度において農業改良助長法の規定に基づいて補助金を交付し、実施した農村青少年の研修教育事業は、以下のとおりである。

1 地域営農研修施設の設置

専門的な農業経営を志向する高等学校卒業程度以上の青年を対象に農業技術の高度化および経営の近代化に対応した高度の専門的知識、技術および経営能力を付与するため、大規模の営農研修施設の設置を昭和40年度からすすめてきたが、昭和43年度は、愛知(養鶏部門)、滋賀(水田作部門)の2県に設置した。

なお、この施設は設置県のみでなく、広域の代表的施設として他府県からの研修生をも受入れるものである。

2 経営伝習農場施設の設置

経営伝習農場は、中学校または高等学校卒業後、農業を志す青少年に対して農業および生活に関する基礎的知識、技術ならびに一般教養を生産実習に重点をおいた学習と全寮制による共同生活を通して教育することを目的として44道府県に51カ所設置されている。

昭和43年度の卒業生は男子3,460人、女子1,087人である。43年度に助成して整備された宿泊施設関係の増改築は福島、茨城、岐阜、岡山、山口の5県、生産施設の増改築は秋田、栃木、群馬、埼玉、佐賀、長崎、鹿児島 of 7県である。

3 農業専修学園施設の設置

中学校卒業後、直ちに農業に従事し、他の研修教育を受ける機会に恵まれない青少年を対象に、農業に関する基礎的知識および技術の研修を行なう農業専修学園研修を実施しているが、この研修に必要な実験・実習設備を道府県の農村青年研修館に整備することとし、昭和43年度は福井、高知、宮崎の3県に設置した。

4 農村青年活動促進施設の設置

農村青年の研修の強化および自主的な活動の促進を図るため、都道府県内の主要な農業地域に、昭和41年度から農村青年活動促進施設の設置について助成しているが、昭和43年度は、18カ所、次の各県に設置した。

宮城、山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、新潟、滋賀、奈良、島根、広島、山口、徳島、香川、熊本、鹿児島

この施設は、酪農、園芸等農業経営の都合上、宿泊研修を受けることが困難な青年農業者を対象として、農業技術、経営および生活に関する短期の研修を実施するとともに、青年農業者が相

互に各種の情報交換を行ない得る自由な集会等の場を提供し、もつて農村青年の自主的集団活動の拠点としようとするものである。